

参考資料2

健発第1122003号
平成18年11月22日

各 都道府県知事
政令市市長
特別区区長 殿

厚生労働省健康局長

感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

感染症発生動向調査事業については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成11年3月19日健医発第458号）により行われているところであるが、今般、感染症法第15条に基づく感染症の発生の状況、動向及び原因の調査を効率的に実施するため、同通知の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成18年11月22日から適用することとしたので了知されたい。

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新	旧
感染症発生動向調査事業実施要綱	感染症発生動向調査事業実施要綱
第1 (略)	第1 (略)
第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。	第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。
1 ~ 2 (略)	1 ~ 2 (略)
3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象 <u>指定感染症</u> <u>(87)インフルエンザ (H5N1)</u>	第3 ~ 4 (略)
第3 ~ 4 (略)	第5 事業の実施
第5 事業の実施	第5 事業の実施
1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症 (1) 調査単位及び実施方法 ア 診断した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式1の検査票を添付して地方衛生研究所(地方衛生研究所を設置しない都道府県等にあっては、検査事務を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。)に送付する。 イ (略)	1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症 (1) 調査単位及び実施方法 ア 診断した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式1の検査票を添付して地方衛生研究所に送付する。 イ (略)

新	旧
<p>ウ 地方衛生研究所 ①～②（略） ③ 地方衛生研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。</p> <p>エ～キ（略）</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症 (1) 調査単位及び実施方法 ア～イ（略）</p> <p>ウ 地方衛生研究所 ① 地方衛生研究所は、別記様式1の検査票と検体又は病原体情報等が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を<u>保健所を経由して</u>診断した医師に通知するとともに、別記様式1により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。 ②（略） ③ 地方衛生研究所は、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。</p> <p>エ 国立感染症研究所 国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。</p> <p>オ～キ（略）</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症 (1)～(3)（略） (4) 実施方法 ア～ウ（略）</p>	<p>ウ 地方衛生研究所 ①～②（略） ③ 地方衛生研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、<u>厚生労働省健康局結核感染症課からの依頼に基づき</u>、検体を国立感染症研究所に送付する。</p> <p>エ～キ（略）</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症 (1) 調査単位及び実施方法 ア～イ（略）</p> <p>ウ 地方衛生研究所 ① 地方衛生研究所は、別記様式1の検査票と検体又は病原体情報等が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を診断した医師に通知するとともに、別記様式1により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。 ②（略） ③ 地方衛生研究所は、<u>患者の診断が都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては</u>、<u>厚生労働省健康局結核感染症課からの依頼に基づき</u>、検体を国立感染症研究所に送付する。</p> <p>エ 国立感染症研究所 国立感染症研究所は、<u>当該</u>地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。</p> <p>オ～キ（略）</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症 (1)～(3)（略） (4) 実施方法 ア～ウ（略）</p>

新	旧
エ 地方衛生研究所 ①～②（略）	エ 地方衛生研究所 ①～②（略）
③ 地方衛生研究所は、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。	③ 地方衛生研究所は、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、 <u>厚生労働省健康局結核感染症課</u> からの依頼に基づき、検体を国立感染症研究所に送付する。
オ～ク（略）	オ～ク（略）
<u>4 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法</u>	<u>4 積極的疫学調査</u>
<u>(1) 保健所</u> インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、別に定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。	積極的疫学調査が行われる場合としては、①一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症が発生した場合、②五類感染症等に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合等が考えられるが、個別の事例に応じ、都道府県知事等において適切に判断されるべきものである。また、都道府県知事が積極的疫学調査を行う場合にあっては、この調査を実施することとなる保健所等の機関において、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と密接な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況や原因不明の感染症等の迅速な把握を進めていくことが重要である。
<u>(2) 地方衛生研究所</u> ア 地方衛生研究所は、検体が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所に通知する。通知を受けた保健所においては、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。 イ インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあっては、法施行規則第9条第2項に従い、検体を国立感染症研究所に送付する。	
<u>(3) 国立感染症研究所</u> 国立感染症研究所は、地方衛生研究所から送付された検体について検査を実施し、その結果を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。	
5（略）	5（略）
第6～7（略）	第6～7（略）

